

高架道路下等占用者のための

「高架道路下点検要領」作成の手引き

令和 7 年 1 1 月

東京都建設局道路管理部

1 はじめに

この手引きは、高架道路下の通行の用に供していない道路区域内の土地（以下「高架道路下」という。）を占有する場合、あらかじめ道路管理者に提出しなければならない高架道路下点検要領を作成する際に、その参考となる基本的事項を取りまとめたものです。

なお、要領の作成にあたっては、占有箇所の現場状況や点検環境等を勘案し、道路管理者との協議結果を踏まえて、適宜、削除(又は追加)して下さい。

2 記載事項

以下に掲げる事項を標準とし、その他道路管理上必要と認められる事項を記載して下さい。

- (1) 占有の概要
- (2) 点検等の対象
- (3) 点検等の範囲
- (4) 点検等の内容
 - ①点検項目
 - ②点検時期
 - ③点検方法と判定標準
 - ④清掃・除草等の時期、方法
- (5) 点検等の体制
- (6) 点検等の記録、保存
- (7) 点検等の報告

3 記載内容

(1) 占有の概要

占有の目的又は占有物件、占有の期間など、占有の概要を記載してください。【様式－1】
また、占有の場所を示した「案内図」を添付してください。

点検者は、以下の資格または要件を満たす者として下さい。

- ① 一般社団法人日本鋼構造協会「土木鋼構造診断士」
- ② 公益社団法人日本コンクリート工学会「コンクリート診断士」
- ③ 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会「コンクリート構造診断士」
- ④建設業法第7条第2号のイ、ロ、ハに該当する者

(2) 点検等の対象

当該占有のために、道路管理者の日常点検等が困難となるものを選定して、占有者の点検等の対象（以下「点検対象施設等」という。）として下さい。

また、占有物件の損傷等により、道路管理上の支障が生ずる可能性が認められる場合は、占有物件そのものも点検等の対象として下さい。

その他、道路管理者との協議により必要となったものについても、点検等の対象として下さい。 【様式－2】

(3) 点検等の範囲

点検対象施設等の位置関係が把握できる図面を添付して下さい。

橋梁部については、橋梁台帳一般図を添付して下さい。（台帳は道路管理者から借用）

また、対象箇所の全体位置がわかる写真も添付して下さい。

なお、必要に応じて、現地に対象範囲を標示して下さい。（杭、鋲、標示板等）

(4) 点検等の内容

①点検項目

点検対象施設等に応じて、必要となる点検項目を設定して下さい。

標準的な点検項目を以下に示します。

【様式－５】に反映

ア) 橋梁部

点検対象		点検項目
橋梁上部	主桁・横桁・縦桁・ 対傾構・横構	クラック、変形、はく離、欠損、 塗装劣化、遊離石灰、異常音、 ボルト異常、落書き、貼紙等
	床版	
橋梁下部	橋台	
	橋脚	
伸縮装置		変形、遊間異常、異常音等
排水施設		損傷、漏水等
支承・沓座		塗装劣化、腐食、滞水等
落橋防止装置		塗装劣化、損傷等

イ) 地上部

点検対象		点検項目
地上面		陥没、段差、クラック、不法投棄、 落下物等
排水施設	側溝・柵・柵蓋等	損傷、土砂堆積等
道路附属 物類	防護柵・照明・標識 ・地点標・街路樹等	損傷、落書き、貼紙、不点、昼点、 枝折れ、害虫等
占用物件		損傷、汚れ、落書き、貼紙等

②点検時期

ア) 通常点検

・日常点検

占有者が週に２回目視による点検を実施して下さい。なお、日常点検の際に異常が発見された場合は、下記有資格者がその状況を確認し、必要な対応が行えるよう体制を整えて下さい。

・有資格者点検：

以下の資格を有する点検者により、月に一回実施して下さい。

ア) 土木鋼構造診断士 イ) コンクリート診断士 ウ) コンクリート構造診断士
エ) 建設業法第７条第２号のイロハに該当するもの

イ) 特別点検

以下の場合、特別点検を実施してください。

- ・地震、台風、集中豪雨等が発生した場合
- ・交通事故、犯罪等が発生した場合
- ・異常等が発見した場合
- ・道路管理者が点検を指示した場合

なお、災害時の点検は、点検の安全が確保される状態になり次第、実施して下さい。

③点検方法と判定標準

目視、聴覚による点検を基本とし、必要に応じて、テストハンマやクラックゲージ等を利用して下さい。

判定に当たっては、「橋梁の点検要領」（東京都建設局）2.6 判定基準を判定の標準として下さい。

④清掃・除草等の時期、方法

点検対象施設等の清掃や除草が必要となる場合は、実施時期や方法を記載して下さい。

（５）点検等の体制

以下について、記載して下さい。

- ・点検、清掃、除草等を行う者（以下「点検者等」という）の所属・氏名・連絡先と、占有者との関係
- ・点検者等の所在地と、現地までの移動所要時間

また、道路管理者、所轄警察署、その他関係機関を網羅した「緊急時連絡体制表」を添付して下さい。

（６）点検等の記録、保存

点検結果を記録し、道路管理者から提出を求められた場合は、遅滞なく提出できるよう整理して下さい。 【様式－５】

異常が発見された場合は、写真に記録するとともに、損傷等の経過が把握できるよう、対象構造物(又は部材)を示す図面にその損傷等を記録して下さい。

また、当該記録は、３年間保存することを標準としますが、占有期間に応じて、適宜、設定して下さい。

（７）点検等の報告

①定期報告

【様式－３】【様式－４】【様式－５】を利用して、点検等の記録を取りまとめ、道路管理者に提出してください。

報告の頻度は、３ヶ月に１回を基本として下さい。

②緊急時報告

異常等が発見した場合には、「緊急時連絡体制表」に基づき、直ちに道路管理者及び関係機関に報告してください。

また、特別点検を実施した場合は、速やかに道路管理者に報告するとともに、特別点検記録【様式－５】及び関係資料（写真、調書など）を提出してください。

《参 考》建設業法第７条第２号

イ 建設工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後５年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後３年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 建設工事に関し、１０年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

占 用 の 概 要

占用目的 又は物件		
占用の場所	路 線 名	
	橋 梁 名	
	場 所	
占用の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
占用申請者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

〔点検者等〕

点 検 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	申請者との関係	本人 ・ 受託契約 その他 ()
	資格又は要件	☐ 資格名 () ☐ 建設業法第7条第2号 イ ・ ロ ・ ハ ☐ 上記と同等以上の能力を有する
清 掃 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	申請者との関係	本人 ・ 受託契約 その他 ()
除 草 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	申請者との関係	本人 ・ 受託契約 その他 ()

点検対象施設等

施設等区分		対象の有無	対象範囲	備 考
橋 梁 部				
上部	主 桁			
	縦 桁			
	横 桁			
	対傾構			
	横 構			
	床 版			
下部	橋 台			
	橋 脚			
伸縮装置				
排水施設				
支承・沓座				
落橋防止装置				
地 上 部				
地上面				
排水施設	側 溝			
	枿			
	枿 蓋			
道路 附属物	防護柵			
	照 明			
	標 識			
	地点標			
	街路樹			
占用物件	本 体			
	管理柵			
清掃				
除草				

※記入方法

「対象の有無」欄：対象とする施設に“○”印を記入する。

「対象範囲」欄：“A 1～P 1 間”等を記載する。

高架道路下占用 点検結果等報告書

【令和〇〇年度：第 回】

令和 年 月 日

殿

占用者

印

下記のとおり点検結果を報告します。

点 検 期 間	令和 年 月 ～ 令和 年 月
占用目的又は物件	
占用許可番号	
占用の場所	路線名
	橋梁名
	場 所
占 用 の 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
《特記事項》	
※添付書類：点検実施一覧(様式-4)，点検記録(様式-5)	

道路管理者欄

管理課長	課長代理 (管理担当)	課長代理 (占用担当)	課長代理 (監察担当)			工区長
補修課長	課長代理 (調査担当)	課長代理 (維持担当)	課長代理 (橋梁維持担当)	課長代理 (街路樹担当)		

点 検 実 施 一 覧

月				月				月			
日	曜日	実施区分	備考	日	曜日	実施区分	備考	日	曜日	実施区分	備考
1				1				1			
2				2				2			
3				3				3			
4				4				4			
5				5				5			
6				6				6			
7				7				7			
8				8				8			
9				9				9			
10				10				10			
11				11				11			
12				12				12			
13				13				13			
14				14				14			
15				15				15			
16				16				16			
17				17				17			
18				18				18			
19				19				19			
20				20				20			
21				21				21			
22				22				22			
23				23				23			
24				24				24			
25				25				25			
26				26				26			
27				27				27			
28				28				28			
29				29				29			
30				30				30			
31				31				31			

《実施区分表示凡例》

○：日常点検実施－異常なし

□：有資格者点検実施－異常なし

△：特別点検実施－異常なし

☆：清掃実施

●：点検実施 異常あり

■：有資格者点検実施－異常あり

▲：特別点検実施－異常あり

★：除草実施

点 検 記 録（ 日 常 ・ 有 資 格 ・ 特 別 ）

占用橋梁名	
点 検 日	令和 年 月 日（ ） 天候
点検 時間	時 分 ～ 時 分
点 検 者	

点検結果： 異常 なし ・ あり

※「あり」の場合は以下に記入

施設等区分		異常の状態	異常箇所	点検項目
橋 梁 部				
上部	主 桁			クラック・変形・はく離 ・欠損・塗装劣化・遊離石灰 ・異常音・ボルト異常 ・落書き・貼紙等
	縦 桁			
	横 桁			
	対傾構			
	横 構			
	床 版			
下部	橋 台			
	橋 脚			
伸縮装置				変形・遊間異常・異常音等
排水施設				損傷・漏水等
支承・沓座				塗装劣化・腐食・滞水等
落橋防止装置				塗装劣化・損傷等
地 上 部				
地上面				陥没・段差・クラック・破損 ・不法投棄・落下物等
排水施設	側 溝			損傷・土砂堆積等
	枡			
	枡 蓋			
道路附属物	防護柵			損傷等
	照 明			不点・昼点・損傷等
	標 識			損傷・落書き・貼紙等
	地点標			損傷等
	街路樹			枝折れ・倒木・害虫等
占用物件	本 体			損傷・落書き・貼紙等
	管理柵			
清掃				清掃必要
除草				除草必要

※「異常の状態」欄は、具体的損傷等の名称、及び判定標準による損傷ランクを記載して下さい

参 考

〇〇橋 A 1 ～ P 1 間高架下 〇〇占用における点検要領

令和 年 月

（占用申請者名）

「橋梁の点検要領」（東京都建設局）判定基準抜粋

区分	損傷	状態
クラック	a	ひびわれが認められないもの
	b	ひびわれ幅0.2mm(PC構造物の場合は0.1mm)未満で、ひび割れ間隔が50cm以上
	c	ひびわれ幅0.2mm(PC構造物の場合は0.1mm)未満で、ひび割れ間隔が50cm未満 ひびわれ幅0.2mm以上0.3mm未満(PC構造物の場合は0.1mm以上0.2mm未満)で、ひび割れ間隔が50cm以上
	d	ひびわれ幅0.2mm以上0.3mm未満(PC構造物の場合は0.1mm以上0.2mm未満)で、ひび割れ間隔が50cm以上 ひびわれ幅0.3mm(PC構造物の場合は0.2mm)以上で、ひび割れ間隔が50cm以上
	e	ひびわれ幅0.3mm(PC構造物の場合は0.2mm)以上で、ひび割れ間隔が50cm未満
クラック (床版) 一方向	a	床版ひびわれ（1方向）が認められないもの
	b	ひびわれ幅0.1mm未満で、漏水・遊離石灰なし
	c	ひびわれ幅0.1mm以上で、漏水・遊離石灰なし ひびわれ幅は問わず、漏水・遊離石灰あり
	d	対象外
	e	対象外
クラック (床版) 二方向	a	床版ひびわれ（2方向）が認められないもの
	b	対象外
	c	格子の大きさが0.5m程度であり、主なひびわれがひびわれ幅0.1mm以下（一部0.1mm以上あり）で、漏水・遊離石灰なし
	d	格子の大きさは0.5m～0.2mであり、主なひびわれがひびわれ幅0.2mm以下（一部0.2mm以上あり）で、漏水・遊離石灰なし 格子の大きさは問わないが、主なひびわれがひびわれ幅0.2mm以下（一部0.2mm以上あり）で、漏水・遊離石灰あり
	e	格子の大きさは0.2m以下であり、ひびわれ幅0.2mm以上のひびわれが目立つもので、漏水・遊離石灰なし 格子の大きさは問わないが、ひびわれ幅0.2mm以上のひびわれが目立つもので、漏水・遊離石灰あり 部分的な角落ちがあるもの
はく離	a	はく離・鉄筋露出が認められないもの
	b	はく離の規模は小さく、鉄筋が露出していないもの
	c	はく離の規模はやや大きく、スターラップが露出しているもの
	d	はく離の規模は大きく、主鉄筋が露出しているもの スターラップが露出し腐食しているもの
	e	はく離の規模は大きく、主鉄筋は露出し、腐食により主鉄筋が断面欠損を生じているもの
塗装劣化	a	塗装劣化が認められないもの
	b	その規模が中規模のもの（中規模とは30%未満の場合をいう）
	c	その規模が大規模のもの（大規模とは30%以上の場合をいう）
	d	防食塗膜・皮膜が剥離し、下塗り等が露出している。
	e	－（腐食として判断）
腐食	a	腐食の認められないもの
	b	塗装の劣化ではなく、部材の表面腐食が面的に中規模の範囲で生じているもの （中規模とは、錆発生率が15～30%の場合）
	c	塗装の劣化ではなく、部材の表面腐食が面的に大規模の範囲で生じているもの （大規模とは、錆発生率が30%以上の場合）
	d	表面腐食ではなく、断面欠損が面的に小規模の範囲で生じているもの
	e	表面腐食ではなく、断面欠損が面的に大規模の範囲で生じているもの

《損傷ランクの解説》

- a：健全・・・・・・・・ 損傷が特に認められない。
- b：ほぼ健全・・・・ 損傷が小さい。
- c：やや危険・・・・ 損傷がある。
- d：注意・・・・・・・・ 損傷が大きい。
- e：危険・・・・・・・・ 損傷が著しい。または、第三者への影響を与える可能性がある。